

# 地域での支え **愛** たすけ **愛**



みんなで進めるまちづくり

千葉市社会福祉協議会活動に対し  
ひとりでも多くの方々にご理解いただき、  
地域の福祉活動への参加の第一歩として、  
会員へのご加入（会費の納入）をお願いします。  
みなさまからお寄せいただいた会費は、  
福祉のまちづくりのための貴重な財源として  
活用させていただきます。

## 社協会員の種別と会費

|                |    |         |
|----------------|----|---------|
| 住民会員（世帯または個人）  | 年額 | 200円    |
| 特別会員（福祉施設・団体等） | 年額 | 3,000円  |
| 賛助会員（企業・法人等）   | 年額 | 10,000円 |

## <会員加入方法>

- 各区事務所窓口で入会
  - 地区部会通じて加入
  - 銀行振り込み
- ※詳しくは裏面、連絡先までお問い合わせください。

## 社会福祉協議会とは…

社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、公共性と自主性をもって組織された民間の福祉団体です。通称「社協」（しゃきょう）と呼ばれ、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

はーとふる千葉



社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

## ◇会費の使いみちについて

皆さまからお寄せいただきました会費の70%は地域で、30%は市全域で使われています。

70%

会費

30%

皆さんがお住まいの地域の  
地区部会※活動に活用されます

<地区部会の主な活動>

○高齢者のために



○ふれあい・いきいきサロン  
地域の高齢者が集まる交流の場です。



○ふれあい・散歩クラブ  
閉じこもりの防止や健康保持、仲間づくりを図ります。



○ふれあい食事サービス  
会食または配食により、高齢者の心身の健康保持及び社会参加の促進を図ります。



○見守り活動  
ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行います。



○地域支え合い活動  
生活行為の一部が困難な方等に対して生活支援を行います。

○子どものために



○ふれあい・子育てサロン  
子育て中の親子が集まる交流の場です。

市全域を対象とする  
市社協の事業に活用されます



○ふれあい事業助成  
ふれあい・いきいきサロン活動などに助成しています。



○広報啓発活動  
市社協のPRや会員募集活動を行っています。



○車椅子の貸出  
車椅子が短期間必要な方へ貸出しています。



○福祉教育の推進  
福祉教育推進指定校への助成を行います。

※その他、社会福祉協議会では地域福祉を推進するため、様々な事業を実施しています。

※地区部会とは…

市社協の趣旨に賛同し、同じ地域で暮らす住民のつながりを活かしながら暮らしの中にある福祉課題の発見・共有・予防・解決に取り組むため、住民主体で組織された団体です。(市内67地区部会)

<個人情報の取り扱いについて>

取得した個人情報は、市社協の個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき取り扱い、会員募集事業目的以外には使用いたしません。

(ハーモニープラザ)

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2ハーモニープラザC棟3階  
TEL 043-209-8869 (地域福祉推進課 推進係)

(中央区事務所)

〒260-8511 中央区中央4-5-1 TEL 043-221-2177

(花見川区事務所)

〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 TEL 043-275-6438

(稲毛区事務所)

〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 TEL 043-284-6160

(若葉区事務所)

〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 TEL 043-233-8181

(緑区事務所)

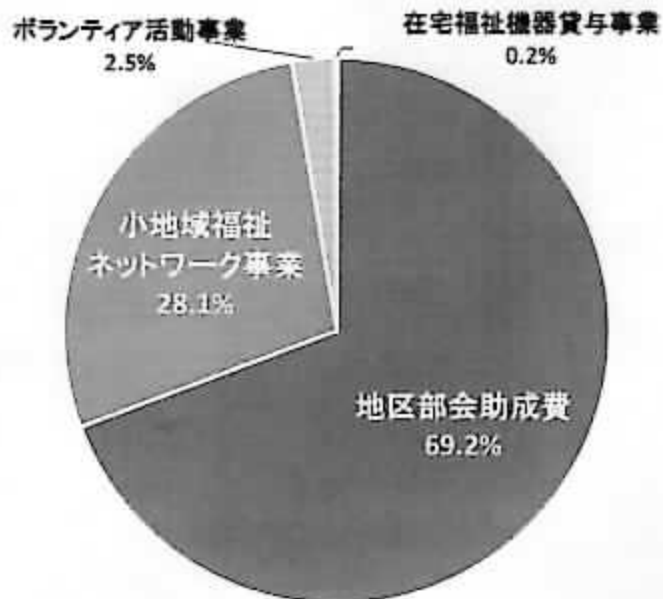
〒266-8550 緑区鎌取町226-1 TEL 043-292-8185

(美浜区事務所)

〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 TEL 043-278-3252

# 平成28年度 会員会費の使いみち

会費を財源とする支出予算額 43,097 千円



| 平成28年度<br>予算額     | 金額(千円) | 割合(%)  |
|-------------------|--------|--------|
| 地区部会助成費           | 29,847 | 69.2%  |
| 小地域福祉<br>ネットワーク事業 | 12,096 | 28.1%  |
| ボランティア活動<br>事業    | 1082   | 2.5%   |
| 在宅福祉機器<br>貸与事業    | 72     | 0.2%   |
| 合計                | 43,097 | 100.0% |

## 【具体的な使途】

- 地区部会助成費 : 地区部会運営助成金 (地区部会が集めた会費の7割相当額 ※を助成するもの)
- 小地域福祉ネットワーク事業 : ふれあい3事業 (いきいきサロン、子育てサロン、散歩クラブ)、ふれあい食事サービス等への助成金、地区部会活動のための保険や会員募集のためのポスター・チラシの作成経費
- ボランティア活動事業 : 福祉教育推進指定校助成費用など
- 在宅福祉機器貸与事業 : 本会が貸し出している車いすの補修等に係る経費

※ 地区部会未設置地区基盤整備助成金 (地区民児協が集めた会費の5割相当額助成) も合算するため、7割弱となります。

社協の収入の主なものには会費収入、補助金収入、受託金収入、共同募金配分金収入、寄付金収入、事業収入などがあります。支出のうち人件費については、補助金収入、受託金収入、事業収入で100%まかなわれています。

また、事業補助金 (例: 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業) や受託金 (例: 子どもルーム運営、社会福祉研修センター運営等) はそれぞれの目的事業に使われています。

従って、会費収入は社協の貴重な自主財源として、主に社協の自主事業、地域に密着した事業及び社協そのものの運営にかかる費用に支出されています。

その中で一番大きな割合を占めているのが地区部会への助成費です。

これは、地域の特性を生かし、地域に密着した事業を行っていただくために、おおむね中学校区ごとに設置されている地区部会に、加入率に応じて助成しているものです。お寄せいただいた会費の約70%相当額が、皆さんの身近な地域 (小地域) で地域福祉推進をするために、地区部会への助成金として活用されています。各地区部会では、その地域に住む方の福祉のため、地域の皆さんの参加を得て、活発な活動を行っています。

その他に、広報啓発費として会員募集や子どもの活動をPRしていくためのポスター・チラシなどの費用にも活用されています。

※また、会費以外にも、地域の皆さんからいただく赤い羽根共同募金が財源となって共同募金配分金として社協へ還元され、地区部会への事業助成金としてサロン活動やボランティア講座開催、広報紙発行などに設立されています。